

移送サービス利用規約

車いすをご使用で外出が困難な方のために、あいおい運転ボランティアグループのみなさんが、車いすに座ったまま乗れる車両等で通院や社会参加を応援します。

1. 利用対象

相生市内在住で、自力での歩行が困難なため車いす等を使用される方、また、福祉的課題が認められ社会福祉協議会が特に利用の必要性を認めた方を対象とします。

2. 利用時間

9時00分から16時30分までの間に利用できます。(土・日・祝祭日、12月29日～1月3日、その他行事のある日は除きます)

3. 運行条件

医療機関への通院、入退院、公共機関への手続き、イベントへの参加、外食、買い物等の送迎です。

4. 運行範囲

相生市、赤穂市内を運行範囲とします。

※ 上記以外の地域でも利用できる場合がありますのでご相談下さい。

5. 利用料等

(1) 利用料は利用距離によって変わります。

(2) 利用距離については運行日誌により事務局が決定します。

(3) 事故防止のため、運行ルートへの指定は受付いたしません。

(4) 有料道路や有料駐車場を使用した場合は、その都度負担していただきます。

6. 利用回数

同日内の移送(往復・片道とも)を1回の利用として、その月の1日から月末までの1ヶ月に週1回、又は月4回を限度とします。

7. 介助の範囲

自宅の玄関口から目的地への移送を原則としていますので、車両の乗降時の介助しかできません。屋内または目的地での移動は、ご家族又はヘルパー等で対応していただきます。

8. 利用の申込

利用はすべて予約制です。移送サービス利用申請書により運行希望の1週間前までにお申込み下さい。当日予約での運行はいたしません。

9. 会費

利用者会員の方は、月会費100円を納付していただきます。ただし、一度も利用されない月は、会費をいただきません。

10. 責任範囲

(1) 運行中及び運行後の利用者会員の症状の急変等については、相生市社会福祉協議会は責任を負いません。

(2) 運行中に生じた事故の補償は、相生市社会福祉協議会が契約している保険の範囲で行います。